

税負担の公平性維持のために 滞納処分を強化しています



【問合わせ】 収納課(1階⑥番窓口) ☎84-0624/0625

納税は国民の義務であり、右記のとおり納期限内に納付している大多数の市民の皆様との公平性を保つため、滞納に対しては毅然たる態度と使命感を持って臨んでいます。

市税等の滞納が解消しない場合は、下記のように滞納処分を行います。

令和元年度
課税分
収納率

市税 **99.81%** (前年度99.82%)
県内2位/38市

国保税 **98.25%** (前年度98.12%)
県内1位/38市

滞納処分の一例 ※令和2年度上半期実績の中から一部を抜粋

不動産

土地・家屋等を差押え、登記完了後、抵当権者（金融機関等）へ通知します。その後、必要に応じて公売を行います。

差押
件数 **26件**

給与・売掛金

毎月の給与や賞与、取引先との売掛金から法律で定められた額を差押え、滞納税に充当します。

差押
件数 **44件**

預貯金

普通預金、定期預金等を差押え、滞納税に充当します。

差押
件数 **299件**

搜索・差押の実施



市税を納期限までに納付できない場合は速やかに納付計画を提示してください

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があり、納期内の納付が困難な方に対し、1年間税金の徴収の猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。